

令和4年度事業計画

【展望】

司法書士は、今年満150歳を迎えます。改めて、長い歴史があるものだと感慨深いものがあります。明治5年、司法職務定制第10章第42条に示された代書人から、司法代書人、そして司法書士へと名称を変えつつ、150年という歴史を刻み続け、しかも業務内容も成長を続けている。こんな士業は、他にはないのではないのでしょうか。令和2年8月1日、改正司法書士法が施行され、その第1条には、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」との使命規定が新設されました。国民の権利の擁護も、公正な社会の形成に寄与する事も、口で言うほど簡単ではありませんが、司法書士にこの使命が与えられたのは、日常的な登記や供託業務に留まらず、消費者被害の救済、成年後見業務等の財産管理業務、そして各種相談事業にも積極的に取り組み、更に民間紛争解決機関の設置運営等にも取り組んでいること、そして、将来にわたり国民のために尽力することへの期待が込められていると考えられます。

しかし、司法書士の将来をどう描けば良いのか、現役司法書士の責任は重大です。インターネットやAI等の成長により、司法書士の将来性は危ういなどと言われることが度々ありますが、その都度、私たちが相手にしているのは人であり、感情や、思考、価値観もみな同じではなく、対面での本人確認や意思確認は、表情や会話の中に重要な部分が潜んでいるのであって、その経験は簡単にAI等にとって代われるものではないと考えていました。ところが、2年1月から始まった新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に日本中に蔓延し、政府は感染拡大に歯止めをかけるため、通勤や通学、県を跨ぐ移動を制限し、インターネットの活用を推奨。会社に行かずともオンラインでネットワークを繋げば、画面の中でのコミュニケーションだけで仕事が成立する社会の仕組みを作ろうとしています。政府もデジタル庁を発足させ、省庁や地方自治体で行政手続のIT化を促進しており、印鑑の廃止を含め、行政手続の多くをオンラインで完結できるよう改革を進めています。今国会に提出されている裁判事務のIT化に伴う民事訴訟法の一部改正法案は間違いなく可決されるものと思われ、司法書士作成の裁判所提出書類も、そこに含まれます。

さらに、不動産業界では不動産の売買契約においてクラウドサインを使った電子契約を導入している会社も増えており、3年3月30日から不動産売買等による重要事項説明についても、オンライン化が導入されるなど、司法書士を取り巻く環境は大きく変化しました。不動産登記手続における完全オンライン化は、それほど遠い未来ではないと思われれます。

東日本大震災の復興の妨げになったことでクローズアップされた所有者不明土地について、法務局による相続人調査が3年連続で実施され、4年度も継続され

ることが決まっています。この所有者不明土地の主な原因が相続登記未了であったことから、相続登記の義務化や相続した不要な土地を国庫に帰属させることを目的とした「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）」が成立。3年4月28日に公布され、相続土地の国庫帰属は5年4月27日から、相続登記の義務化は6年4月1日から施行されることがそれぞれ決まりました。相続登記の義務化は、施行日前の相続にも遡って適用されることから、既に義務化はスタートしていると考えられることもでき、不動産を有する市民は、精神的にも経済的にも負担が増えることは間違いないと思われます。また、異業種や他土業の参入も無視できない状況になる可能性もあり、私たちはこの相続登記義務化への対応に全力で取り組まなければ、市民の目を司法書士に向けることは難しくなると危惧しています。

4年度の重点事業は、以下の7項目と致しました。中心となるのは相続登記の促進ですが、本年4月1日、成年年齢が18歳に引き下げられたことへの対応。また、人口減少に伴う自然空き家の問題も年を追うごとに大きくなると思われ、司法書士の積極的関与が必要と考えています。そして、研修12単位について全会員が達成できるよう、実務に即した研修の提供は欠かせません。また、直接の事業とは結び付きませんが、事務局のあり方や役割分担について更に検討を重ね、築40年を超える司法書士会館の在り方を検討するPT（仮称）を設置し、会館の将来について議論を始めたいと考えています。

会員の皆様には、これまで同様に、会務への協力を数多く求めることになりませんが、司法書士の使命を形にできれば、市民との揺るぎない信頼関係が形成される。結果として会員の業務に結び付けることができると考え、以下の通り重点事業及び各部の事業を提案します。

【重点事業】

1 相続登記の促進及び司法書士制度150周年記念事業の企画運営

相続登記の促進は昨年を引き続いての重点事業です。先にも書いたとおり、昨年4月に公布された相続土地国庫帰属法は、5年4月27日から施行、また、民法等一部改正に基づく相続登記の義務化は6年4月1日から施行されることが決まり、その周知と絡めて相続登記手続の促進を図りたいと思います。また、司法書士制度発足150周年というインパクトのある数字を活用し、YouTubeやホームページ等で相続登記をテーマにした情報提供を行いたいと考えています。

2 相続登記の義務化に向けた相談窓口の充実と市民への啓発活動

展望でも触れていますが、相続登記の義務化は市民の精神的・経済的負担に繋がるものであり、その不安を解消することは私たちの役割でもあります。相談窓口については、既に相続をテーマにした電話無料相談の受付時間を延長しており、また、司法過疎地での相談会、税理士会との合同相談会、県下一斉相談会、司法書士の日特別相談及び、相続登記はお済ですか月間などで、市民への情報提供や不安解消に取り組んで

参ります。コロナ禍での相談窓口の充実は、相反するところもありますが、感染対策を十分に図りつつ実践したいと考えています。

3 成年年齢引き下げに伴う種々の問題への対応

本年4月1日、成年年齢が18歳に引き下げられたことで、18歳から20歳までが一斉に成年に達しています。18歳及び19歳の方は特に成人への準備期間も少なく、契約のトラブル等、予期せぬ事態に見舞われることも想定されることから、会員間の情報共有等も含め、対応に力を注ぎたいと思います。

4 空き家問題への対応と所有者不明土地解消作業への協力

相続と空き家問題は密接な関係にあります。我が国では核家族化が進み、両親らと同居しているケースは限定的で、親の相続が原因で実家が空き家となることは比較的多いと考えられます。空き家問題は、地域ごとに事情が異なる場合も多く、行政との連携に力を入れて参ります。

5 研修の充実 ～会員のスキルアップと新人研修等の見直し～

会員研修会、特定分野研修会等では、できるだけタイムリーなテーマを心がけ、必要とされる知識の習得のための研修(倫理研修を含む)を提供します。また、新人研修等については、配属研修等の受け皿の見直しも含め、検討をして参ります。

6 広報活動の充実 ～世代別広報の研究と実践～

司法書士は、それなりに認知されていると思われませんが、実際にその業務内容を知る方は少ないのが現状です。司法書士会が手掛ける事業に司法書士が結びつかないケースもあり、司法書士制度150周年を一つの宣伝材料として、事業ごとに必要とする方に届く広報を実施して参ります。

7 事務局の在り方並びに会館の在り方の検討

当会の事務局職員は4名ですが、業務が増えればその負担が事務局にも及ぶこととなります。現在は、事務局担当の常任理事(専務理事と呼称)を配置し、事務局が行う業務と執行部が行う業務を振り分けて担当していますが、引き続き検討が必要となります。また、現在の司法書士会館は、築40年を経過しており、平成23年に行った耐震補強工事からも既に10年が経過し、新たな検討の時期に入っているものと考えています。将来を見据えた会館の在り方について検討を開始します。

【各部の事業】

≪ 総務部 ≫

- 1 会員の職能倫理の向上のための適正な会員指導の実施
 - (1) 会員に対する注意喚起及び情報提供
 - (2) 苦情事例集の改訂
 - (3) 職務上等請求書の使用状況の報告事項（管理台帳写し）の確認
- 2 危機管理体制の整備
 - (1) 事業継続計画（BCP）の精査・検証
 - (2) 防災備品等の準備
 - (3) 防災訓練等の実施
- 3 執行部及び事務局の機能及び運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進
- 4 関連団体との司法書士制度を取り巻く最新情報の交換及び課題等の検討
- 5 他会、隣接職能団体、関係機関等との情報交換及び連携
 - (1) 士業三者（司法書士・弁護士・税理士）懇談会の開催
 - (2) 他会との交流会の開催
 - (3) 法務局・司法書士会・土地家屋調査士会連絡会の開催
 - (4) 長野県災害支援活動士業連絡会への対応
- 6 会報「信濃」の企画・発行
- 7 広報活動の充実
 - (1) 制度広報の検討及び実施
 - (2) 事業広報の強化・拡大

≪ 経理部 ≫

- 1 健全財政を維持するための効率的運営方法の検討
 - (1) 長期的な見地からの財政基盤の安定に向けた継続検討
 - (2) 予算執行に関する管理

≪ 業務部 ≫

- 1 登記業務対策事業
 - (1) 相続登記の受託促進
 - (2) 商業及び法人登記の受託促進
 - (3) オンライン登記申請の推進
 - (4) 権利登記研究委員会の開催
 - (5) 信州大学への講師派遣事業
 - (6) 登記関係法令の改正への対応
- 2 司法書士法の規定に違反する事実の有無についての実態調査等
 - (1) 法務局が実施する実態調査への協力
 - (2) 会員等からの情報提供に基づく事案への対応

3 裁判業務推進事業

- (1) 簡裁訴訟代理関係業務の推進
- (2) 本人訴訟支援業務の受託推進
- (3) 家事事件の受託推進
- (4) 民事法律扶助の推進
- (5) 本人訴訟・少額裁判支援センターの運営
- (6) 裁判手続きのIT化に関する研究及び情報提供等

4 外国人のためのリーガルサービス拡充に向けた取組

- (1) 外国人住民を対象とした相談窓口の設置等に向けた検討
- (2) 対応可能会員の拡充等

5 社会問題への積極的な対応

- (1) 長野県等が主催する会議等への参加と事業への協力及び会員への情報提供
- (2) 養育費相談会の実施
- (3) 生活困窮者支援事業の実施
- (4) 年末困りごと相談会の開催
- (5) 自死問題への対応
- (6) 多重債務・特殊詐欺・悪質商法被害等の消費者問題への対応
- (7) 社会問題への対処法等の検討

6 国民への法的サービスの実施

- (1) 高校生・大学生・短大生対象の消費者教育、労働教育等の実施
- (2) 市民を対象とした市民法律教室の開催
- (3) 企業対象法律教室の実施
- (4) 法教育の実施
- (5) 他機関・他団体主催の研修会、講演会等に対する講師の派遣
- (6) 本会Webページの更新

7 空き家問題等への積極的取組

- (1) 市民向け空き家対策、空き家化予防セミナーの教材作成
- (2) 上記セミナーを各支部対応とするための支部向けの案内
- (3) 自治体（全市町村）と各支部との空き家協定の締結
- (4) 自治体（全市町村）・地域団体等に上記セミナーの周知
- (5) 本会Webページの更新
- (6) 他団体の実施する空き家対策会議・研修への派遣・情報共有

≪ 研修部 ≫

1 会員研修会の開催（年4回×2コマ・3単位）

- (1) 司法書士業務を行うための基礎的素養及び一定の能力を身に付けるための研修会の開催

2 認定司法書士研修会の開催（年1回×2コマ）

- (1) 簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判所等提出書類作成業務等一定の能力を身に

付けて業務実践を推進していくための研修会の開催

3 年次制研修会（日司連、関ブロ研修会）の実施

- (1) 会員の職能倫理の向上のための適正な会員指導の実施に資するため研修会等の開催
- (2) 日司連及び関ブロの主催する研修会の会員あて通知・案内

4 日司連新人研修実施要領による新規登録者研修会の実施

- (1) 集合研修の実施及び運営
- (2) 配属研修の実施

5 支部研修会への支援

- (1) 支部研修における必要開催単位数の依頼及び情報提供
- (2) 支部研修会への講師派遣
- (3) 本会研修会・日司連・関ブロ研修会等のDVD等による研修の斡旋

6 特定分野研修会の開催（年1回×2コマ・3単位）

- (1) 複雑、多様化する市民のニーズに応えるための幅広い知識や高度な専門性を培う研修会の開催

7 その他特別研修会の開催

- (1) 業務推進や法令の改正等時宜に応じた研修会の開催
- (2) 同時配信研修会の開催

8 民事信託等財産管理業務対策研究

- (1) 後見業務（未成年後見を含む）、財産管理業務、民事信託業務の研究
- (2) リーガルサポートとの連携（地域連携ネットワークの構築）
- (3) 相続財産・不在者財産管理人名簿の調製等
- (4) 相談会等リーガルサポートとの共催事業の実施

9 単位の認定・管理

- (1) 所定単位達成のための研修の実施と研修情報の提供
- (2) 日司連研修オンデマンド（研修ライブラリ・eラーニング）等の研修情報の提供
- (3) 単位取得状況を向上させるための施策の検討と対応

10 日司連、関東ブロック研修への対応

- (1) 司法書士中央研修所、関ブロ研修委員の派遣並びに協力及び情報収集
- (2) 司法書士特別研修等への運営協力
- (3) 各種研修会への派遣・視察

11 研修体制等の検証・検討

- (1) 研修内容、研修体制の検証・検討
- (2) 単位未達成者への対応 他

12 単位取得に関する事項を2年後（5年度）から本会Webページで公表するための準備

≪ 相談事業部 ≫

1 相談事業の運営

- (1) 司法書士総合相談センターの運営
- (2) 各種相談事業の実施
- (3) 相続登記相談センターの運営

2 他団体との連携による法的サービスの拡充

- (1) 他団体主催の相談会への相談員の派遣
- (2) 長野県災害支援活動士業連絡会担当国会議等への参画
- (3) 司法支援センター（法テラス）地方事務所との連携
- (4) 行政機関の相談担当者を対象とする説明会の開催
- (5) 天災等による特別相談会への対応

3 司法書士調停センターの運営

- (1) 調停の実施
- (2) 調停センターの対外的広報活動の実施
- (3) 手続実施者の養成と拡大のための研修会
- (4) トレーニング等の実施又は派遣
- (5) 手続実施者名簿の更新及び管理
- (6) 会員向け（対内的）啓発活動の実施
- (7) 調停センターの運営の在り方の検討

≪ その他 / P T ≫

- 1 司法書士制度150周年記念事業の企画・実施
- 2 司法書士会館の在り方の検討